

兵庫県公報

令和6年3月21日 木曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

公安委員会規則	ページ
○ 暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則	1

公布された法令のあらまし

◎暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第4号）

青少年に対する暴力団の不当な影響を排除し、青少年の健全な育成をより一層推進することに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

公安委員会規則

暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月21日

兵庫県公安委員会

委員長 澤田 隆

兵庫県公安委員会規則第4号

暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(3) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園

附 則

この規則は、令和6年5月1日から施行する。